

四日市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 16 号

四日市市税条例の一部を改正する条例

四日市市税条例（平成 16 年四日市市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。）がある連結子法人（同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。）（連結申告法人（同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 2 項において同じ。）に限る。）については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第 32</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。）がある連結子法人（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。）（連結申告法人（同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 2 項において同じ。）に限る。）については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第</p>

1 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 5 2 条第 2 項において同じ。) の課税標準の算定期間 (当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 5 2 条第 2 項において同じ。) に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 1 8 条の 2 の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第 5 0 条 (略)

2 及び 3 (略)

4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正 (これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。) があつたとき (当該増額更正に係る市民税について法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項に規定する申告書 (以下この項において「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正 (これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。) があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。) は、

3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 5 2 条第 2 項において同じ。) の課税標準の算定期間 (当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 5 2 条第 2 項において同じ。) に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 1 8 条の 2 の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第 5 0 条 (略)

2 及び 3 (略)

4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正 (これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。) があつたとき (当該増額更正に係る市民税について法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項に規定する申告書 (以下この項において「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正 (これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。) があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。) は、

当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得

当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) (略)

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得

について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2及び3 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る
市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2及び3 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る
市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 (略)

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 (略)

2 から 10 まで (略)

1 1 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

1 2 法附則第 15 条第 4 5 項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

1 3 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 3 項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

3 法附則第 15 条の 8 第 1 項又は第 2 項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第 12 条第 9 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日ま

2 及び 3 (略)

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 (略)

2 から 10 まで (略)

1 1 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 2 項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

3 法附則第 15 条の 8 第 1 項又は第 2 項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第 12 条第 9 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日ま

でに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

4 (略)

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

でに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

4 (略)

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費

(3) (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費

及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

10及び11 (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出し

及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

10及び11 (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出し

なければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 (略)

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

なければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 (略)

に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初
回車両番号指定を受けた場合には平成
31年度分の軽自動車税に限り、第2
項の表の左欄に掲げる同条の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第
2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対
する第82条の規定の適用について
は、当該軽自動車が平成29年4月1
日から平成30年3月31日までの間
に初回車両番号指定を受けた場合には
平成30年度分の軽自動車税に限り、
当該軽自動車が平成30年4月1日か
ら平成31年3月31日までの間に初
回車両番号指定を受けた場合には平成
31年度分の軽自動車税に限り、第3
項の表の左欄に掲げる同条の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第
2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前
項の規定の適用を受けるものを除
く。）に対する第82条の規定の適用
については、当該軽自動車が平成29
年4月1日から平成30年3月31日
までの間に初回車両番号指定を受けた
場合には平成30年度分の軽自動車税
に限り、当該軽自動車が平成30年4

月1日から平成31年3月31日まで
の間に初回車両番号指定を受けた場合
には平成31年度分の軽自動車税に限
り、第4項の表の左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とす
る。

(宅地化農地に対して課する都市計画
税の納税義務の免除等)

第30条 法附則第15条第1項、第1
3項、第17項から第24項まで、第
26項、第27項、第31項、第35
項、第39項、第42項、第44項若
しくは第45項、第15条の2第2項
又は第15条の3の規定の適用がある
各年度分の都市計画税に限り、第15
3条第2項中「又は第34項」とある
のは「若しくは第34項又は法附則第
15条から第15条の3まで」とす
る。

(宅地化農地に対して課する都市計画
税の納税義務の免除等)

第30条 法附則第15条第1項、第1
3項、第17項から第24項まで、第
26項、第27項、第31項、第35
項、第39項若しくは第42項、第1
5条の2第2項又は第15条の3の規
定の適用がある各年度分の都市計画
税に限り、第153条第2項中「又は第
34項」とあるのは「若しくは第34
項又は法附則第15条から第15条の
3まで」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、四日市市税条例附則第5条の改正は、平成31年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の四日市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(財政経営部市民税課)